

平成30年度名古屋市教育委員会第39号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により名古屋市長と協議する必要がありますので提出します。

1 補助執行を廃止する事務（財政局長）

入学準備金の滞納整理に関すること（財政局税務部債権管理推進室の引継基準を満たす債権に限ります。）。

2 補助執行を廃止する理由

財政局税務部債権管理推進室が廃止されるため。

3 実施日

平成31年4月1日

4 市長協議文

別紙のとおり

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第 202 条の 4 第 2 項に規定する地域自治区の事務所、第 252 条の19第 1 項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

(案)

30教総第209号

平成31年3月 日

名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋市教育委員会

教育長 杉 崎 正 美

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により協議する必要がありますので、貴職の意見を求めます。

1 補助執行を廃止する事務

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第15条の3の3に規定する、財政局長が補助執行する名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）によって貸与した入学準備金の滞納整理に関すること（所管に係るものに限る。）

2 実施日

平成31年4月1日

(参 考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第 202 条の 4 第 2 項に規定する地域自治区の事務所、第 252 条の19第 1 項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

2 副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）抜すい

（財政局長の代決権限事項）

第15条の 3 の 3 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、財政局長は、教育委員会の権限に属する事務のうち名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）によって貸与した入学準備金の滞納整理に関する事項（所管に係るものに限る。）を補助執行するものとする。

2 教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の規定に基づく教育長の専決事項は、財政局長の行う前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

3 別表第 1 中監、部長及び課長の代決権限事項は、財政局の税務監、部長及び課長の第 1 項の規定に基づく事務の執行について準用する。

4 別表第 2 中財政局主管部長の項第 8 号の規定は、財政局の部長の第 1 項の規定に基づく事務の執行について準用する。この場合において、同表財政局

主管部長の項第 8 号中「支払猶予」とあるのは「返還猶予」と、「違約金」とあるのは「延滞利息」と、それぞれ読み替えるものとする。

(参考資料 1)

財政局の主管する債権に関する規程（平成23年達第32号）抜すい

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第2条財政局税務部債権管理推進室の項第2号及び第6条第4項並びに課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）第1条財政局税務部債権管理推進室主査（債権管理の推進）の項第2号に規定する市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第1号から第6号までにあつては、その管理状況を総合的に勘案し、財政局が主管する必要がないと市長が認めるものを除く。

- (1) }
() } (略)
(5) }

(6) 次のいずれかに該当する者に対して有する名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）によって貸与された入学準備金（以下「入学準備金」という。）に係る債権

ア 平成28年3月31日以前に返還期日が到来した入学準備金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が5万円以上の者

イ 平成29年3月31日以前に返還期日が到来した入学準備金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が21万円以上の者

ウ 平成30年3月31日以前に返還期日が到来した入学準備金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が21万円以上の者

(7) (略)

(参考資料 2)

委任・補助執行一覧（教育委員会関係）

権限	委任等の相手方	事務内容
		(○：委任 ●：補助執行)
教育委員会	財政局長	●入学準備金の滞納整理（財政局税務部債権管理推進室の所管に係るものに限る。）
	子ども青少年局長	●青少年教育 ●トワイライトスクール
	観光文化交流局長	●町並み保存
	区長	○学齢児童及び学齢生徒の就学（就学義務の猶予・免除に関する事務を除く。） ○社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業（スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業を含む。）の実施（学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。） ○選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施
市長	教育長	○教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結
	教育次長	●私立学校 ●教育財産（物品、債権及び基金に限る。）の取得及び処分 ●公有財産（不動産を除く。）の取得 ●普通財産の管理及び処分 ●教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結 ●教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行 ●瑞穂公園における認可を受けた都市計画事業の施行 ●瑞穂公園内における公園施設の設置及び管理の許可並びに瑞穂公園の占用の許可 ●瑞穂公園（有料公園施設を除く。）の管理 ●瑞穂公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定 ●美術品等取得基金の管理 ●教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定 ●総合教育会議の運営

※網掛け部は平成31年 4 月 1 日から実施